令和3年12月9日

報告資料件名	頁
(1) 【追加】「令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金」事業の	
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
(2) 【追加】生活困窮者自立支援金の制度変更について ・・・・・・・・・・	• 4
(3) 障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこの千住分室整備について ・・・・	• 5
(4) 介護保険業務委託評価委員会の評価結果について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8

(福祉部)

令和3年12月9日

	1		令和3年12月9日
件名	【追加】「令和3 について	年度子育て世帯等への	臨時特別給付金」事業の実施
所管部課名	福祉部 親子支援課		
	期化する中で、その影響によ点から、高校生までの子どもを支給する。		
内容	1 対象児童 (1)申請が不要な対象児童 ア 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象児(15歳以下)及び令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児(以下「児童手当支給対象児等」という)約72,000人 イ アと同じ世帯の16歳以上18歳以下の児童約13,000人 (2)申請が必要な対象児童 ア 16歳以上18歳以下(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童のみを有する世帯約13,000人 イ 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯の児童約2,000人		
	 2 対象児童数 約100,000人 3 給付金支給対象者 1 8歳までの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者(生計中心者) 所得制限あり: 扶養人数が3人の場合960万円以下 ◎ 所得限度額 技養人数 所得限度額(万円) 収入額の目安(万円) 1人 660万円 875.6万円 2人 698万円 917.8万円 		
	3人4人	736万円	960.0万円
	4 八	1 (4 刀円	1,002.0万円

812万円

5人

1,040.0万円

4 支給金額

児童一人:10万円(現金5万円、クーポン券(予定)5万円)

5 児童手当支給対象児等を有する世帯(申請不要)への支給

現金給付(5万円)については、児童手当支給対象児等に対し 先行して支給する。

令和3年12月27日(振込予定)

6 申請が必要な者への支給について

- (1) 16歳以上18歳以下(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童のみを有する世帯
- (2) 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯 上記世帯に対して、1月以降申請をいただいた方から順次審査の 上、支給する。

7 執行体制

親子支援課に新たな係を設置し、対応する。

問題点 今後の方針

クーポン券の送付については、詳細が分かり次第、順次実施する。 区ホームページ掲載、広報等で周知を行なう。

令和3年12月9日

	_	令和3年12月9日			
件名	【追加】生活困窮者自立支援金の制度変更に	ついて			
所管部課名	课名 福祉部 生活困窮者自立支援金担当課				
	厚生労働省から、生活困窮者自立支援金の制 これに伴う区の対応について以下のとおり報	•			
	1 「生活困窮者自立支援金」の制度変更概要 (1)自立支援金の再支給制度の創設 自立支援金の初回支給(支給期間3か月 再支給対象。再支給期間も3か月のため、 支給(再支給にあたっては、再申請が必要 (2)申請期限の延長 延長後の申請期限:令和4年3月31日 (3)支給要件の1つである社会福祉協議会賃 【現 行】「総合支援資金(特例貸付)」 【変更後】令和4年1月以降は、①に加 及び「総合支援資金(特例貸	・最大30万円)を終了した方が合計6か月分(最大60万円)の をとなる予定)。 (延長前:令和3年11月30日) 貸付対象の変更 の再貸付まで進んだ方(①) え「緊急小口資金(特例貸付)」			
内容	2 制度変更に伴う区の対応 (1) 「申請書類作成サポート窓口(本庁舎別イヤル」の設置延長 【延長後】窓 口:令和4年3月31 ダイヤル:令和4年6月30(2) 広報及び周知(予定) ・ あだち広報12/25号、ホームページ・ 12月の民生・児童委員会長協議会(3) 上記1(1)~(3) による追加対象者※ 12月中旬頃から順次発送予定	1日まで)日頃まで ジ、ツイッター、フェイスブック ☆で情報提供			
	<参考>支給処理状況(11月24日現在) 項目 数値				
	① 申請書発送件数	5,758件			
	② 申請書受付・点検件数	1,643件			
	(委託事業者による郵送受付及び点検)	【受付率 28.5%(②/①)】			
	③ 申請書審査件数 (区)	1,326件			
	④ 支給決定件数	1,065件			
	┃⑤ 支給金額	167,900 千円			

問題点・ 今後の方針

制度変更後も自立支援金を迅速に振り込むため、正確かつ素早く処理を行う。

令和3年12月9日

件 名	障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこの千住分室整備について
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉センター
	増加する外来個別指導の利用児(発達に遅れや偏りがある就学前の幼児のうち、 比較的軽度の児)への支援拡充のため、千住ひまわり作業所(千住仲町24-2) 2階に幼児発達支援室ひよこの千住分室を整備する。 ついては、千住分室の事業内容や今後のスケジュール等について、以下のとおり 報告する。
	1 障がい福祉センター(あしすと)の事業について別紙 1 参照
	 2 幼児発達支援室ひよこの業務 (1)集団通所指導 (2)外来個別指導* → 本業務のみ千住分室で実施 (3)親子グループ指導 (4)保育所等訪問支援 *外来個別指導とは、発達に課題のある就学前の幼児について、心理士や言語聴覚士(ST)が1対1で定期的に療育指導を行うもの
内 容	 3 千住分室開設時期等 (1)開設時期 令和4年4月 (2)開室日数 週4日 月曜日~木曜日 ただし当初は週3日開室する。 (3)開室時間 午前9時から午後5時まで (4)開設期間 令和7年4月に開設予定の新児童発達支援センター(足立一丁目13番 旧千寿第五小学校用地)の運営状況をみて判断する。
	4 外来個別指導のあるべき姿と現状、整備による改善点 (1)あるべき姿 一人ひとりの状況を考慮したうえで、月1回程度の指導が望ましい。 (2)現状 幼児発達支援室ひよこでは、年間約1,000名に対応している。 指導回数は年長児が月1回または隔月、年中児以下では2~3ヵ月に1回程度実施。相談室の確保が困難なため、年中以下の利用児への十分な指導が実施できていない。 (3)整備による改善点
	千住分室の開室により相談室が増えるため、すべての利用児について、希

望があれば月1回の指導が可能となる想定。

5 千住分室の設備及び人員態勢

(1) 分室設備

千住ひまわり作業所2階に相談室4室・事務室・待合室等を整備

(2)人員態勢

一日あたり常勤心理職1名、会計年度任用職員(心理・ST)3名で対応

6 千住分室に係る今後のスケジュール(予定)

令和3年12月 補正予算計上(備品、消耗品)

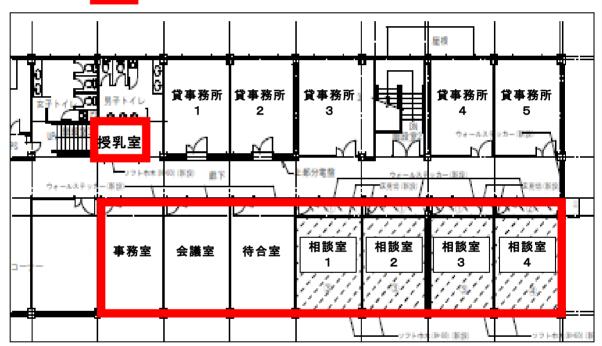
令和4年1月 物品購入契約、清掃他委託契約準備

 令和4年2~3月
 物品搬入

 令和4年4月
 千住分室開設

(参考) 千住ひまわり作業所 2階東側

※ 太枠内が利用部分



問題点・ 今後の方針

令和4年4月から幼児発達支援室ひよこ、千住分室ともに適切に運営できるよう進めていく。

障がい福祉センター あしすとの業務イメージ

自立生活支援室 生活体験室 社会リハビリテーション室 就労促進訓練室 ・ 障がい者総合 ·自立訓練(機能訓練· ・区市町村障がい者 ・障がい者生活介護 相談(福祉・ 生活訓練) 就労支援 事業 専門職) ・ 障がい者の自主活動 • 就労移行支援 公開療育事業 障がい者ケア 援助 マネジメント 区民セミナー 地域生活支援 リハビリしたい 拠点 重度障がいの支援をしてほしい 働きたい 障がいについて知りたい 当事者、家族、支援者 児童発達支援室(ひよこ) 子どもの発達が心配 千住分室 発達に遅れや偏りがある就学前の幼児 集団通所指導(比較的重度の保育園等に在籍していない児) ・外来個別指導(比較的軽度の保育園等に在籍している児) 千住分室を開設し、早急に対応が ・親子グループ指導(保育園等に在籍していない児) 必要な外来個別指導を実施する。 ・保育所等訪問支援(保護者が園での行動観察等を希望してい る児)

令和3年12月9日

			11/14/0-1	12月9日	
件 名	介護保	介護保険業務委託評価委員会の評価結果について			
所管部課	福祉部	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課			
		令和2年度の介護保険業務委託について、評価委員会を開催したので、 以下のとおり評価結果を報告する。			
	(1)	1 評価対象(1)評価対象 令和2年度介護保険業務委託(2)受託事業者 パーソルテンプスタッフ株式会社			
	2 評価結果(1)委員評価の平均点				
委員評価平均点 42.2点(50点満点) 前年度:41			1. 0点		
	評価結果 適正に履行されているものと認める(合格)			格)	
	※ 合格ライン: 40点以上、条件付き合格ライン: 30点以上 (2)評価項目ごとの委員評価平均点				
		※ 評価項目 1・4~6 は 5 点満点、2・3・7 は 10 点満点、合計 50 点 満点である。カッコ内は前年度の点数。			
	項目*	評価項目 (評価基準)	評価内容	委員評価 平均点	
内容	1	サービスレベル (窓口待ち時間)	窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。	4. 8 (4. 8)	
	2	個人情報保護及び 情報セキュリティ		8. 0 (8. 0)	
	3	労働関係法 (現場確認)	労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。	8. 0 (8. 4)	
	4	事業者の経営の安 定性、信頼性 (財務診断)	受託事業者の経営状態は安定しており、 信頼性も高い。	4. 8 (4. 0)	
	5	利用者満足度 (アンケート)	窓口担当の説明は分かりやすかったか。	4. 0 (3. 8)	
	6	利用者満足度 (アンケート)	サービスの総合的な満足度。	3. 8 (4. 0)	
	7	身だしなみ (現場確認)	名札をお客様に見えるよう着用し、服装 についても区の接客マニュアルを準拠 している。	8. 8 (8. 0)	
	合計			42. 2 (41. 0)	
	*:評価項目は前年度と同様				

3 開催日

令和3年11月4日(木)

4 委員構成(計5名)

種別	氏名	推薦団体等
有 識 者 (2名)	氏家 宏海【委員長】	足立法曹会
	髙橋 英一【副委員長】	東京都社会保険労務士
	尚僴 央一【副安貝女】	会足立・荒川支部
区民代表	石川 祥江	民生・児童委員協議会
(1名)	有川 什仏	会長 (福祉管理課)
区 職 員 (2名)	鈴木 伝一	区民部長
	宮本 博之	高齢者施策推進室長

5 評価方法

(1) 書類審査

「受託事業者からの評価項目に関する報告資料」及び「税理士による財務状況の審査」

- (2) 委託業務の現場確認
- (3) 受託事業者に対するヒアリング

6 評価委員会からの意見(答申)

適正に委託業務が履行されているものと認める。

なお、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。

- (1) 労働関係法の出勤簿や賃金台帳などの資料について、個人情報保護のため職員氏名等がマスキングされているが、より正確な審査ができるように、職員氏名をA・B・C…等で表記し、同じ職員の資料と分かるようにしていただきたい。
- (2)全体の委員評価平均点は、合格ライン40点以上に達しているが、 評価項目「利用者満足度(サービスの総合的な満足度)」については、 高い満足度を目指し、努力していただきたい。

問題点・ 今後の方針

評価委員会の評価結果は合格点であったが、今後も利用者の利便性や満足度の向上を図っていくよう、受託事業者に要望する。